●会員と連携会員の位置付け

種別 (根拠規定)	役割等	選考·任命等	任期	再任の制限	定年	会員・連携 会員候補 者の推薦	備考 (位置付け)
会員 (法第7条)	織。(法第7条第1項) 部に所属。(法第11条第4項) 幹事会は会長・副会長・各部 の役員で構成。(法第14条第 2項) 会長は会員の互選。(法第8条 第2項) 副会長は、会員のうちから、総	に推薦。(会則第8条第1項 〜第3項) 内閣総理大臣が任命。(法	(法第7条第3項) 補欠の会員は前任 者の残任期間(法第	再任不可 (法第7条第5項、附 則第6条第3項) 補欠の会員は1回に 限り再任可(法第7条 第5項ただし書)	70歳	員候補者合 わせて5人 以内、その うち会員候 補者は2人	会員・連携会員合わせて約2200名の執行役員的な位置付けとして日本学術会議の運営に携わる。 したがって、総会や部を構成し、運営に関わる事項の審議・決定を行う。 (機能別委員会及び分野別委員会の委員長が会員に限られているのもその趣旨による。)
連携会員 (注1) (法第15条、 令第1条第1項、 会則第7条第2 項)	会員と連携して日本学術会議 の職務の一部を行う。(法第1 5条第1項) 委員会及び分科会等を組織。 (法第15条の2) 【機能別及び分野別委員会の委 員長になることはできない。(細則 別表第2及び内規第10条)】	薦その他の情報に基づき、 選考委員会が候補者名簿を 作成。 幹事会が候補者を決定。(会 則第8条第1項、第2項、第4	(令第1条第1項) 6年未満の必要な期間を定めることも可	2回まで再任可 (任命時点で70歳以 上は、当該任期限り) (会則第12条第1項)	1	者∙連携会	委員会及びその分科会等の委員として、また、国際活動において、会員と連携し一体となって活動を行う。
(注1)	国際業務又は委員会(機能別委員会本体を除く。)の特定の専門的事項の審議に参画。 【国際学術団体の役員の任期中、課題別委員会の設置期間、又は常置の委員会(注2)及びその分科会等では特定の専門的事項の審議が行われている期間、必要な期間任命】(会則第7条第1項)	者を連携会員(特任)候補者 として、別に定めのある場合 を除き、原則として各部が幹 事会に推薦。 幹事会が候補者を決定。(会 則第8条第5項) 会長が任命。(法第15条第	(会則第7条第1項)	再任の制限なし(会則第12条第3項)		なし (会則第8条 第1項)	会員及び連携会員のみで担うことの 困難な専門的事項の審議や国際活動に専門委員的に参画するため、必要な任期に限って任命される。

⁽注1)「連携会員」、「連携会員(特任)」等の名称は便宜上のもの。 (注2)「常置の委員会」とは、機能別委員会及び分野別委員会を指す。なお、この他に、課題別委員会等を総称して「臨時の委員会」と呼んでいる。